

令和 6 年度 内閣府税制改正要望



令和 5 年 8 月
内閣府



令和6年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

地方創生に関する施策の推進

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 (法人税、所得税、法人住民税、事業税) ☆

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、ビジネス環境の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 (所得税)

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄付金控除)の適用期限を2年間延長する。

◆国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について適用期限を2年間延長する。

◆国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化に資する医療・国際・農業・IoT分野の革新的な事業を促進するため、国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例について適用期限を2年間延長する。

◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 (所得税)

- 国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化につながるベンチャー企業等による取組を促進するため、国家戦略特区制度において認められている個人出資に係る所得控除の特例について適用期限を2年間延長する。

◆国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野(環境技術、高度な医療、産業技術(ナノテク・航空宇宙・半導体))における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、総合特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について適用期限を2年間延長する。



令和6年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

沖縄振興に関する施策の推進

◆沖縄の特定免税店制度の延長（関税）

- 沖縄県におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することを目的として、適用期限を3年間延長する。

◆沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

◆沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

◆沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長（揮発油税、地方揮発油税）

- 沖縄県において、ガソリン価格の抑制及び本島・離島間の石油製品価格の平準化を図るため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

政府系金融機関による資金繰り支援

◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、当該事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長する。



令和6年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

地域経済活性化に関する施策の推進

◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長(事業税)

- 地域経済活性化支援機構(REVIC)に係る法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする特例措置を延長する。

公益法人・公益信託制度改革

◆公益法人制度改革に伴う所要の措置(法人税、所得税等) ☆

- 公益法人制度における収支相償原則等の見直しにあたって、現行の税制上の措置を存続するとともに、公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象に、新しい公益信託を追加する。

◆公益信託制度改革に伴う所要の措置(所得税、法人税、相続税等) ☆

- 公益信託について公益法人と共通の枠組みで認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人にする課税等につき、公益法人並みの税制上の措置を講ずる。

令和6年度税制改正要望 (参考資料)

令和5年8月
内閣府

目次①

【地方創生に関する施策の推進】

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長・・・・・・・・・・ 7ページ
2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長・・・・・・・・ 8ページ
3. 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長・・・・・・・・・・ 9ページ
4. 国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長・・・・・・・・・・ 10ページ
5. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長・・・・・・・・・・ 11ページ
6. 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長・・・・・・・・ 12ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

7. 沖縄の特定免税店制度の延長・・・・・・・・・・ 13ページ
8. 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長・・・・・・・・・・ 14ページ
9. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長・・・・・・ 14ページ
10. 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長・・・・・・・・・・ 15ページ

目次②

【政府系金融機関による資金繰り支援】

11. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置 の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16ページ
--	-------

【地域経済活性化に関する施策の推進】

12. 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17ページ
---	-------

【公益法人・公益信託制度改革】

13. 公益法人制度改革に伴う所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18ページ
14. 公益信託制度改革に伴う所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19ページ

【その他】

従要望一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20ページ
--	-------

地方拠点強化税制【適用期限：令和6年3月末】

1. 地方拠点強化税制の概要

- 地方での雇用を創出するため、**企業が地方移転又は地方拠点の拡充**を行う場合、税制優遇措置を講じる。

2. 整備計画の認定状況（令和5年6月末時点）

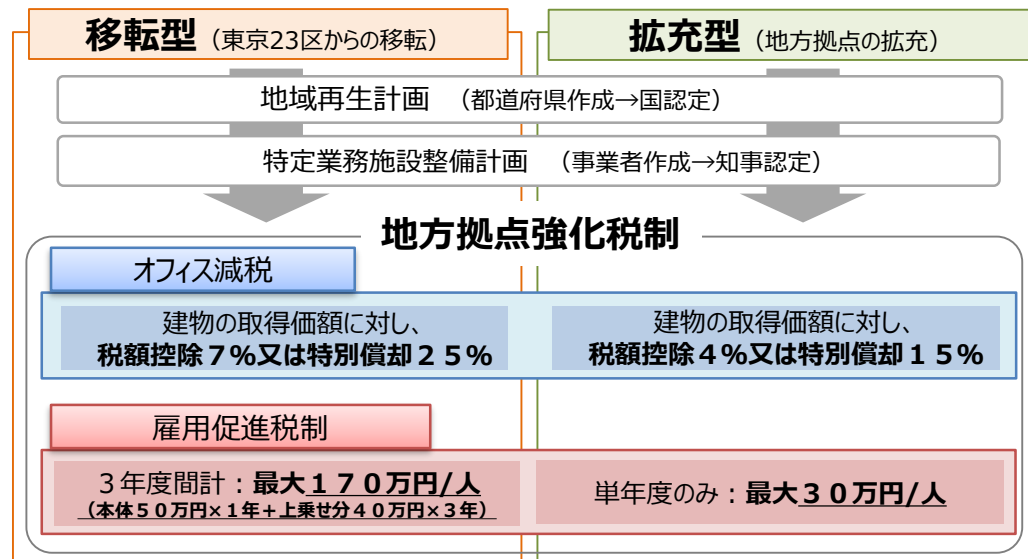
- 認定件数 **640件**
うち、本税制の適用実績（平成27年度～令和3年度）
【オフィス減税】 **179件**
【雇用促進税制】 **49件**
- 雇用創出人数 **26,962人**

3. 地方拠点強化税制の効果と課題

- 地方における安定した良質な雇用の確保のため、企業の地方移転や地方拠点の拡充を促していく必要がある。地方拠点強化税制は、**企業の地方移転等に向けた経営判断をコスト面から後押し**するもの。
- BCP等の観点も含め、地方移転や地方拠点の拡充を検討する企業の増加が期待される一方、地方から東京圏への人口の転入超過は若者世代を中心に継続している。加えて女性の転入超過が男性を上回って推移している現状等を踏まえると、**特に若者・女性を中心に様々な人々が地方で安心して働けるような魅力的な就業環境の整備**に向け、本税制による**企業の地方移転等の促進が引き続き重要**である。

4. 令和6年度税制改正要望案

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の**適用期限を延長（2年間）**するとともに、ビジネス環境の変化等を踏まえた**適用要件の緩和等の拡充**を行う。



・【移転型】計画認定に当たり、地方拠点における雇用者増加数について、①計画期間初年度は過半数かつ計画期間を通じて1/4以上、又は②計画期間を通じて過半数が東京23区からの転勤者であること等の要件あり。

・【移転型・拡充型】雇用促進税制については、計画認定年度から3年度間（移転型）又は計画認定年度から3年度間のうちの1年度間（拡充型）が適用期間。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置

【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。
(これまでの税制適用実績は3件。)

【制度概要】

地域住民の参画



個人出資者】

出資



寄附金控除の対象

「対象企業への出資額(800万円が限度)」と「総所得額40%相当金額」のいずれか少ない額から2千円を控除した額を、その年の総所得額から控除

雇用・生活サービス

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望内容】

地域運営組織の持続可能な運営を実現するインセンティブとして本税制は重要な制度であり、引き続き法人化による住民の参画と資金調達力の向上を促すため、適用期限を2年間延長する。(現行適用期限：令和6年3月31日まで)

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供、地域の就業機会の創出

(株)地域商社おがの(埼玉県小鹿野町)
今後出資予定



道の駅の運営

(株)SD-WORLD(山口県長門市)
令和2年4月出資



ゲストハウスの運営

(株)豊かな丘(長野県豊丘村)
平成30年3月、8月出資



産直市場の運営



宿泊施設の運営



ジビエ料理の提供



スーパーの運営

国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

現行制度

機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度
国家戦略特区内において、「医療」「国際」「農業」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

適用期限：令和4年4月1日～令和6年3月31日

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

要望の目的

大胆な規制改革等を通して経済社会の構造改革を重点的に推進するため、高度な医療やビジネス拠点形成等の取組により、国内外から資金、人材、企業等の集積を図っていく必要がある。

改正の効果

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトへの民間投資が喚起され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。

活用実績

創設（平成26年度）から令和4年度までの実績：10事業（このほか令和5年度以降に適用予定6事業＊）

＊事業実施計画は大臣確認済みで、令和5年度内に竣工は2事業、現在工事中で令和6年度以降に竣工予定は4事業

国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

現行制度

革新的な事業を行うベンチャー企業への所得控除制度

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「医療」「国際」「農業」「一定のIoT※」分野における新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うベンチャー企業に対して、事業所得の控除ができる制度。

適用期限：令和4年4月1日～令和6年3月31日

控除率	事業所得の20%を課税所得から控除
対象分野	「医療」「国際」「農業」「一定のIoT※」
設立時期	設立日から5年未満
区域要件	● 特区内に本店又は主たる事務所があること ● 特区外の事務所の業務は、補助的業務（調査・広告宣伝）に限定すること ● 特区外の事務所の従業員数合計が、当該法人の常勤従業員数の20%以下であること

※「一定のIoT」とは：インターネット・情報通信技術を活用し、物品による情報の収集・蓄積・解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とする研究開発またはその成果を活用した事業

要望の目的

大胆な規制改革等を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化等、革新的な取組の促進を図っていく必要がある。

改正の効果

国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化に資する医療・国際・農業・一定のIoT分野のベンチャー企業における革新的な事業が促進される。

活用実績

創設（平成28年度）から令和4年度までの実績 2事業

国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている個人出資に係る所得控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

制度概要

出資に係る所得控除

国家戦略特区内において、認定区域計画に定められた特定事業を実施するベンチャー企業に対して、個人が出資した場合に、出資者個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

適用期限：令和4年4月1日～令和6年3月31日

控除額

株式取得に要した金額(8百万円が限度)と総所得金額等の40%相当の金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

会社要件

【小規模企業(概ね従業員20人(商業・サービス業5人)以下)の場合】
設立後3年未満のベンチャー企業で、かつ一定の雇用増加、
売上高営業利益率2%以下 等

【医療・バイオ・農業分野の中小企業の場合】
設立後5年未満のベンチャー企業で、かつ売上高営業利益率2%以下 等

要望の目的

大胆な規制改革等を通して経済社会の構造改革を重点的に推進する国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化につながるベンチャー企業等による取組の促進を図っていく必要がある。

改正の効果

国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の起業・成長の推進に必要な資金確保の促進を図っていくことで、ベンチャー企業の創業等の取組が活性化され、雇用やイノベーションの創造に寄与する。

活用実績

創設(平成27年度)から令和4年度までの実績 2事業

国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望内容

現行の総合特区制度において認められている特別償却又は税額控除の特例について、適用期限を2年間延長する。

現 行 制 度

機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度

国際戦略総合特区内において、「環境技術」「高度医療」「産業技術」分野における認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、指定法人が機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

適用期限：令和4年4月1日～令和6年3月31日

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

要望の目的

政策課題解決を図る突破口として、地域の資源や知恵を最大限に活用する国際戦略総合特区において産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野(環境技術、高度な医療、産業技術(ナノテク・航空宇宙・半導体))における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、開発・生産・役務提供拠点の形成に取り組んでいく必要がある。

改正の効果

国際戦略総合特区に指定された6特区において、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の取組を促進することで、産業の国際競争力の強化につながる分野(環境技術、高度な医療、産業技術)の拠点形成が促進される。

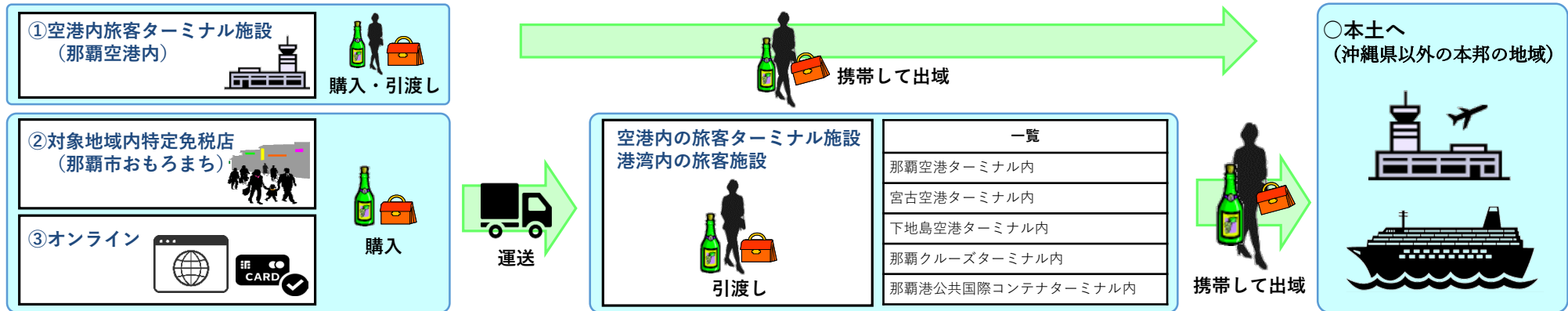
活用実績

創設(平成23年度)から令和4年度までの実績 152法人

沖縄の特定免税店制度の延長

措置の概要

- 目的：本土から遠隔地にある沖縄の観光客を安定的に確保するため、ショッピングを沖縄観光の魅力の一つとする。
 - 免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す物品について関税を免除（購入限度額：20万円）
 - 購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客
 - 購入場所：①空港内旅客ターミナル施設（DFS那覇空港免税店（JAL及びANA側に1箇所ずつ））
②観光地形成促進地域内の特定販売施設（Tギャラリー沖縄（那覇市おもろまち））
③オンライン（※物品の引渡場所は沖縄県内のみ）
 - 引渡場所：空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設
- <免税品の引渡しまでの流れ>



現状と課題

- 観光は沖縄県のリーディング産業であり、**常に沖縄の魅力向上**への取組が求められる。
- コロナ以前、国内観光客数は順調に増加した一方、**二人当たり観光消費額は横ばい**の傾向。
- コロナ以後、国内観光客数は元の水準に戻りつつあり、多くの集客を見込めることから、沖縄において継続的に**ショッピングの魅力**を維持するとともに、**一人当たりの観光消費額の増加を図る**ことが求められる。

令和6年度税制改正要望概要（案）

- 現行措置を**3年延長**。

（現行措置）

沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す物品について関税を免除
（購入限度額：20万円）

効果

- 沖縄観光における**ショッピングの魅力**を維持。
- 一人当たり観光消費額の増加**に寄与。
（※免税店利用者の一人当たり観光消費額は非利用者より高額）

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保

沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長
沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

現行の税制

制度の概要

【国税】

- 発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る**石油石炭税の免除**

【地方税】

- 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る**固定資産税の課税標準の特例措置（２／３）**

軽減実績

(単位：億円)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
石油石炭税 免税額	31.4	33.2	32.0	32.0	33.1
固定資産税 減税額	11.8	11.4	11.1	11.1	11.5

現状と課題

- ・需要規模および地理的・地形的な制約から**化石燃料に頼らざるを得ない**。
- ・広大な海域に島が点在しており、**供給コストの高い離島を多く抱えている**。
- ・本土の電力系統と連系されておらず、**他電力との電力相互融通が不可能なため、高い供給予備力が必要**。
- ・上記の構造的な不利性により、**現行措置により電気料金は低減されているものの、依然として本土に比べ割高となっている**。

<沖縄電力と本土9社の料金単価※の比較>

(単位：円/kWh)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
沖縄電力	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24
本土9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16

※各社の有価証券報告書における電灯・電力の販売収入を小売販売電力量で割った数値

令和6年度税制改正要望概要（案）

現行措置の3年間延長

目指す姿

**電気の安定的かつ適正な供給の確保
（電気料金の上昇抑制）**

沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長

現行の税制

制度の概要

ガソリン税の軽減措置

沖縄県内に移出等される揮発油について
揮発油税・地方揮発油税を **7円/L軽減**

本土
税率

沖縄
税率

53.8円/L (国税：揮発油税＋地方揮発油税)	
46.8円/L (国税：揮発油税＋地方揮発油税)	7円/L 軽減

なお、沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施している。

石油価格調整税(県税)

沖縄本島から県内
離島への石油製品
の輸送費を補助

・揮発油
・灯油
・軽油
・A重油

1.5円/L 5.5円/L

軽減実績

(単位：億円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ガソリン税軽減税額	47.9	47.1	44.9	43.5	43.5
(参考) 輸送費補助実績	9.7	9.8	10.1	9.0	9.4

現状と課題

- ・ エネルギー価格の高騰・国際的な脱炭素の推進等、取り巻く環境の変化
- ・ 沖縄県は家計消費支出に対するガソリン支出の割合が最も高い地域
- ・ 沖縄は、脱炭素の更なる強化に取組み始めている

令和6年度税制改正要望概要(案)

現行措置の3年間延長

目指す姿

沖縄県民の生活及び産業経済の安定

◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔内閣府等（公的金融機関等）〕〔金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望（民間金融機関）〕

【現状及び問題点】

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2024年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

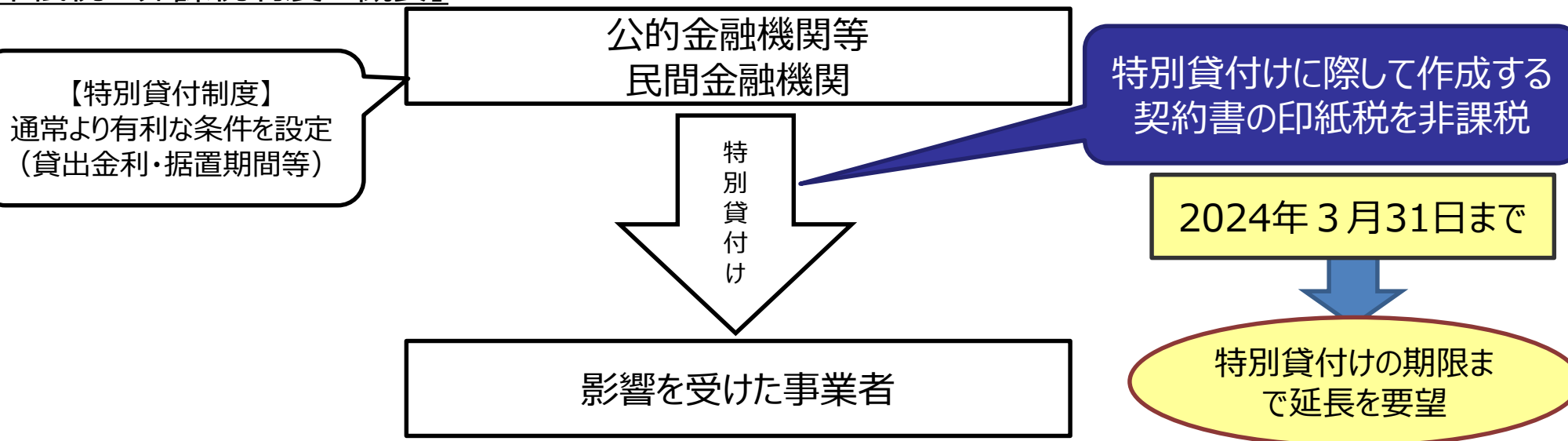
※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

【要望事項】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長すること。

【印紙税の非課税制度の概要】



◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

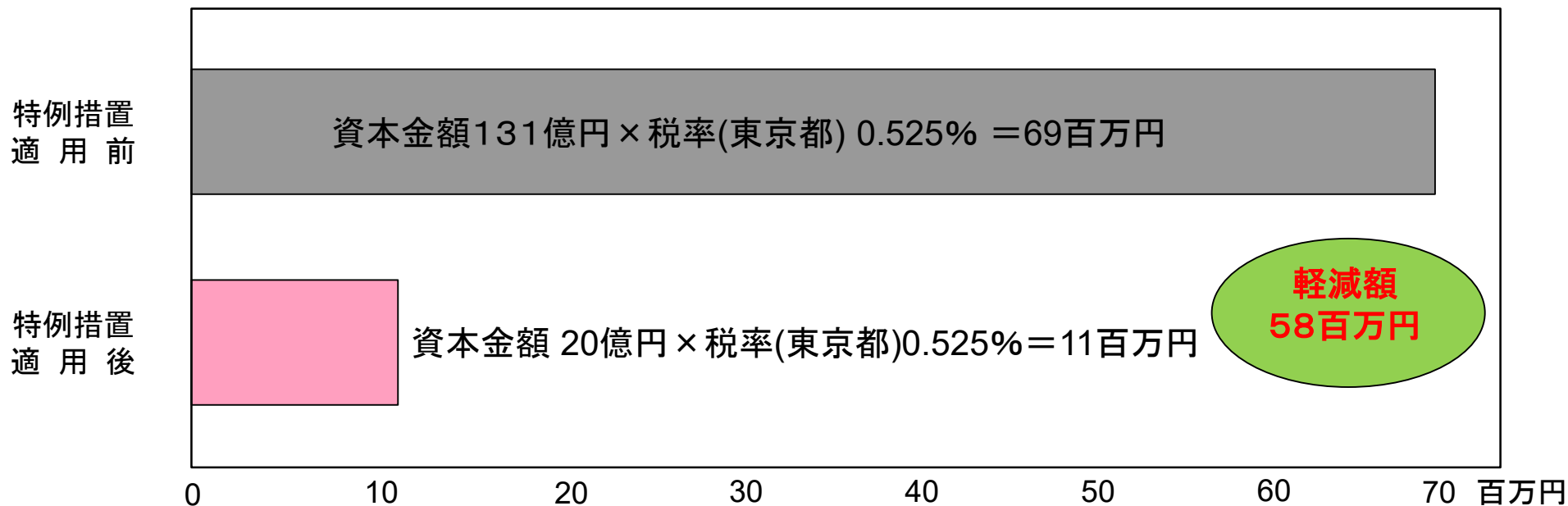
【現状及び問題点】

- 地域経済活性化支援機構については、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であることから、法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法上の最低資本金の額(20億円)とする特例が措置されている。

《令和6年3月末までの時限措置》

【要望事項】

令和2年6月の機構法改正により、機構の業務完了期限が令和13年3月末まで延長されたことから、当該特例措置についても令和13年3月末までの延長を要望するもの



公益法人制度改革に伴う所要の措置

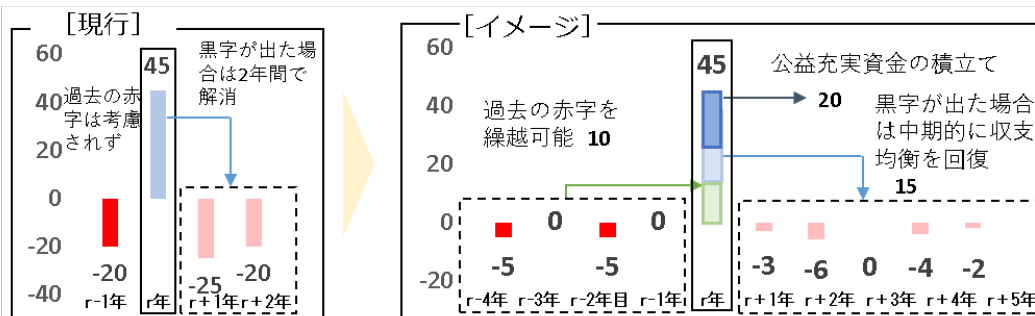
背景・目的

- 公益法人（公益社団・公益財団）は、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査、財務規律の遵守等を前提に税制上の措置が講じられている。
- 公益法人は公益目的事業費年間約5兆円、総資産約31兆円を有しており、公益法人制度改革（財務規律の柔軟化・明確化、法人の透明性向上等）により、その潜在力を最大限発揮できるようにするとともに、国民からの寄附等の支援を更に呼び込むことで、公益法人のポテンシャルが高まるという好循環を生み出し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現する必要。
- また、民間公益活動の選択肢拡大のため新しい公益信託制度と相互のシナジーを生む制度とする必要。

現行制度の概要と課題

<収支相償原則の見直し>

- 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律。
- 社会の変化に応じ、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるようにする必要。



<解散等の際の贈与対象への公益信託の追加>

- 公益法人が解散等する場合、その財産が公益目的のために使用されることを確保するため、残余財産は公益法人等に贈与しなければならないと規定。
- 公益法人・公益信託双方の制度の活用を促す観点から、残余財産の贈与対象に公益信託を加える必要。

公益認定法第5条第17号及び第18号による財産の贈与対象（現行）

- ・国又は地方公共団体
- ・公益法人
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・独立行政法人
- ・国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- ・地方独立行政法人
- ・その他上記に掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

要望内容

- 収支相償原則等の見直しにあたって、現行の税制上の措置を存続する。【法人税等】
- 公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象に、新しい公益信託を追加する。【所得税】

公益信託制度改革に伴う所要の措置 (法務省と共同要望)

公益信託とは

委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度（大正11年第62号「公益信託二関スル法律」）

○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋）

「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」

背景・目的

- **新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現のため**、平成31年法制審議会が示した要綱案を踏まえ、主務官庁制を撤廃し、**公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組み**とし、公益性を担保しつつ、**より使いやすい制度を構築するため**、公益認定法の改正と合わせて**公益信託法の改正**を行う予定。
- 公益信託制度は公益法人制度と比べ、軽量・軽装備で**公益的活動に対し簡易に財産を拠出し得る手段**であり、公益活動における選択肢を増やすとともに、相互のシナジー効果も期待される。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

「公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。」（1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策 ⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大）

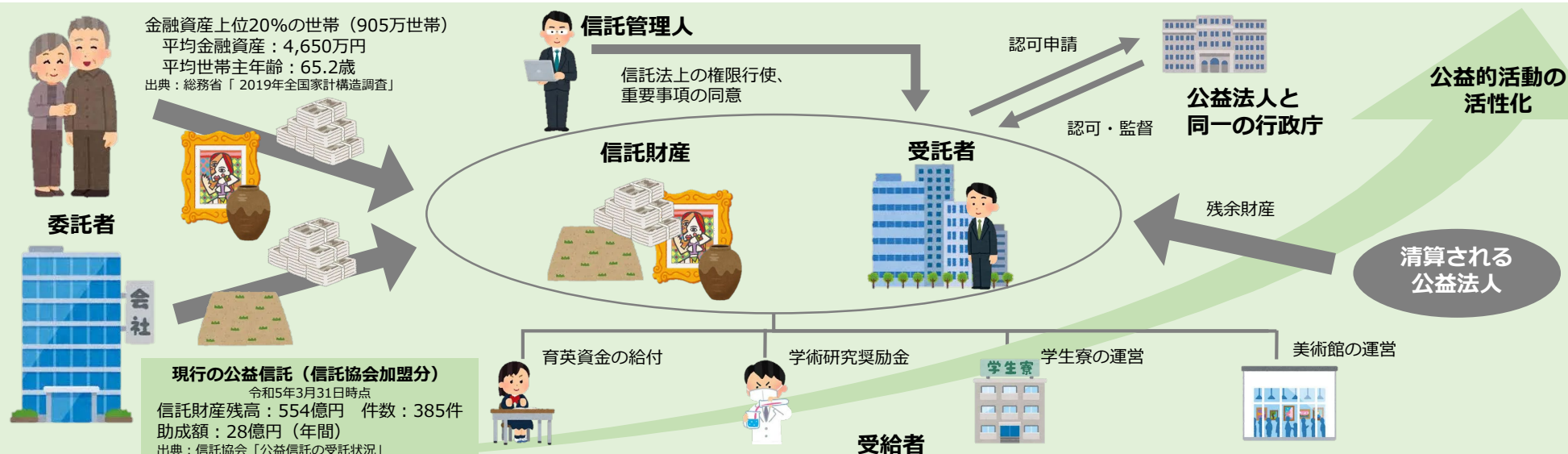
「公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。」「このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。」（2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援 ①公益法人の改革）

要望内容

公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人にする課税等につき公益法人並みの税制上の措置を講ずる。【所得税・法人税・相続税等】

新しい公益信託制度のイメージ

改正のポイント：①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止



従要望一覧

1. 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
2. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）
3. 津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）
4. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長（所得税）
5. イノベーションボックス税制（国内で開発された知的財産から生じる所得に対する適用税率の優遇制度）の創設（法人税）

連絡先一覧

項 目 名	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1. 地方創生に関する施策の推進		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 地方拠点強化税制班	(直) 03-3501-1697
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長	地方創生推進事務局 地域再生担当	(直) 03-5510-2457
国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	内閣府地方創生推進事務局 特区税制班	(直) 03-5510-2468
2. 沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄の特定免税店制度の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	(直) 03-6257-1683
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	(直) 03-6257-1688
沖縄の揮発油に係る揮発油税等の軽減措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
3. 政府系金融機関による資金繰り支援		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	(直) 03-6257-1673
4. 地域経済活性化に関する施策の推進		
地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	地域経済活性化支援機構担当室	(直) 03-3506-6619
5. 公益法人・公益信託制度改革		
公益法人制度改革に伴う所要の措置	公益認定等委員会事務局総務課	(直) 03-5403-9520 03-5403-9528 03-5403-9521

公益信託制度改革に伴う所要の措置	公益認定等委員会事務局総務課	(直) 03-5403-9520 03-5403-9528 03-5403-9521
------------------	----------------	--